

## 住宅展示場「みどり野きた住まいるヴィレッジ」実施要綱

### （目的）

第1 この要綱は、平成30年度に南幌町において、住宅展示場である「みどり野きた住まいるヴィレッジ」（以下「展示場」という。）を実施するに当たり、基本的な事項を定めることを目的とする。

### （定義）

第2 この要綱における用語の意義は、次に定めるところによる。

- （1）参加者 展示場に参加することが決定したグループをいう。
- （2）施主 展示場の住宅を購入し、居住する予定であるもの

### （展示場の趣旨）

第3 「きた住まいるメンバー」の設計・施工により、地域の気候風土などへの配慮や豊かな暮らしを提案する良質な住宅の展示場「みどり野きた住まいるヴィレッジ」を南幌暮らしの発信拠点として整備、運営することにより、みどり野団地をはじめとした南幌町への定住ときた住まいる制度の普及促進を図るものとする。

### （主催者）

第4 展示場の主催者は北海道、南幌町、北海道住宅供給公社とする。

### （展示場の実施概要）

第5 展示場の実施概要は次のとおりとする。

- （1）実施場所 南幌町美園4丁目
- （2）実施規模 5棟程度
- （3）実施時期 平成30年5月から6月までの2ヶ月間  
なお、実施期間以降も継続して展示場を開催する場合は別途協議を行うこととする。
- （4）形態 建売住宅、注文住宅またはモデルハウス  
なお、施主が決定した上での参加事業者の応募や設計・建設途中の施主の募集は可能とする。
- （5）テーマ 南幌×暮らし×住まい クオリティ・ファーストという考え方  
（詳細は別紙参照）

### （住宅の基準等）

第6 展示場に建設する住宅の基準等は次のとおりとする。

- （1）住宅展示場のテーマに合った暮らしを提案する住宅であること。
- （2）主催者が指定する区画のうち、1区画の使用とすること。  
ただし、指定する区画に隣接する1区画を加え、合計2区画を使用することは可能とする。
- （3）次の性能基準等を全て満たすこと
  - ア 劣化対策等級 等級3
  - イ 耐震等級 等級1

- ウ 維持管理対策等級 等級3
- エ 高齢者等配慮対策等級 等級3
- オ 断熱等性能等級 等級4 (UA 値 0.38 以下)
- カ 一次エネルギー消費量等級 等級4 (BEI 1.0 以下)
- キ 気密性能 相当隙間面積 (C 値) 1.0cm<sup>2</sup>/m<sup>2</sup> 以下
- ク きた住まいるサポートシステムへの登録及び住宅履歴の保管

(4) 実施時期までに竣工させ、期間中は展示の用に供すること。

(参加要件)

第7 展示場に参加する事業者の要件は、次のとおりとする。

(1) きた住まいるメンバーとして北海道に登録されている設計者と施工者がそれぞれ1者以上のグループにより参加すること。

なお、同一メンバーによる設計・施工及びグループの重複は認めない。また、1つのグループで2棟以上申し込むことは認めない。

(2) 工事着工日または平成29年9月末のいずれか早い日までに土地売買契約を締結すること。

(3) 実施期間終了までに北海道住宅供給公社へ宅地代金を支払うこと。ただし、引き続き展示の用に供する場合にあっては、支払い期限を土地売買契約の締結から2年までを限度に延長することができる。

(4) 建売住宅とする場合は、宅地建物取引業免許を有していること。

(5) 設計段階や施工段階においても、現場撮影など道が実施するきた住まいる制度の普及等に協力すること。

(6) 施主の有無に関わらず参加可能とするが、施主がいる場合は、各要件の承諾を得ていること。

(7) 第10に示す支援内容を除き、参加に要する費用はすべて参加者負担とする。

(参加事業者の募集)

第8 参加事業者の募集に関する事項は次のとおりとする。

(1) 募集期間 平成29年3月3日から平成29年7月31日(必着)

(2) 応募方法 応募申込書に所要事項を記載し、持参、郵送により北海道建設部住宅局建築指導課まで提出すること。

(参加者の決定)

第9 参加者は、次により決定する。

(1) 平成29年3月8日までに応募した場合は、応募者による区画の抽選を行い決定する。

(2) 平成29年3月9日から平成29年7月31日までに応募した場合は、応募順に決定する。

(参加者に対する支援)

第10 参加者に対する支援は、次のとおりとする。

(1) 主催者の広報媒体、展示場の実施に係るパンフレット等広告ツール作成や展示場及びオーナーの募集の広告

(2) 展示場開催期間中の現地総合受付窓口の設置

- (3) 展示場におけるイベントの企画運営
- (4) 宅地価格を販売価格の定価から5割減額
- (5) 宅地代金の支払いを展示場終了まで猶予

ただし、引き続き展示の用に供する場合は、支払い期限を最長で土地売買契約の締結から2年まで猶予

- (6) 展示場参加謝金として参加者1グループにつき200万円支給

(展示場の実施中止条件)

第11 次に該当する場合は、展示場を実施しないこととし、参加申込者へ通知するとともに、北海道のHPでその旨公表することとする。

なお、主催者は展示場の中止に関する参加者の負担は負わないものとする。

- (1) 参加者が5グループに満たない場合
- (2) 主催者において、展示場実施に係る必要予算が確保できない場合

(補則)

第12 この要綱の実施に関し必要な事項は、主催者が協議し決定するものとする。

附 則

この要綱は、平成28年12月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月3日から施行する。